福祉の相談窓口はこちらです

窓口や電話、メールでの相談の他、窓口へお越しになるのが難しい場合には訪問での相談も可能です。

相　談	内　容	担当部署	TEL
福祉の全般的な相談	「どこに相談したらいいかわからない」・「いくつも相談したいことがある」・「地域で心配な家庭がある」などの福祉に関する困りごとについて伺います。	福祉まるごと課 まるごと相談係	(63)8369
高齢者について	介護のこと、健康のこと、権利を守ること、高齢者に関するその他いろいろな相談に応じます。 ※お住まいの地区を担当する地域包括支援センターの連絡先は、こちらをご覧ください。	地域包括支援センター （統括）	(63)2175
障がい児者について	障がいがある人およびその家族に対し、生活上のさまざまな相談に応じ、必要なサービス等の紹介を行います。	障がい児者 基幹相談支援センター	(60)2588
こども・子育てについて	子育て世代の人が、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ないサポートを行います。	健康課いちごっこかぬま （こども家庭センター）	(63)2819
	こどもの発達、家庭・学校生活、ひとり親家庭支援などの相談に専門職員が応じます。	こども・家庭サポートセンター こども・家庭相談係	(63)2177
女性のさまざまな悩みについて	女性相談支援員が女性の離婚やＤＶ被害等さまざまな悩みに関する相談に応じます。	こども・家庭サポートセンター 女性・家庭相談係	(63)2159
生活困窮について	生計や就労等、今後の生活に不安をもつ人の悩みを、専門の支援員が相談に乗りながら、個別の問題解決に向けて支援します。	生活相談・支援センター のぞみ	(63)2167
こころの健康について	食事の量が減った、からだがだるい、眠れない、口数が減った、大切な人の様子がいつもと違う…など、こころの健康相談に応じます。	健康課市民健康係	(63)8312
孤立・孤独感、ひきこもりに関して	社会的に孤立感・孤独感を感じている人や、さまざまな生きづらさを抱えている人の話を伺い、共に考え、伴走しながら支援します。	ひきこもり地域支援センター あかりテラス	(65)5381

不安をあおる電話に気をつけて！

消費生活センター通信 特集号

消費生活センター　☎(63)3313

事　例



分電盤の点検を勧める電話がかかってきた。了承すると、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「古いのですぐに交換しなければ、漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。

しかし、後からよく考えると高額ではないかと不安になった。工事を中止してほしい。



アドバイス



・分電盤を含む**家庭用の電気設備は、4年に1回の法定検査**が電力会社に義務付けられています。法定点検を行う場合は、**必ず事前に書面で通知**をし、点検時には**調査員証を携帯した調査員**が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

・分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

・特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、**契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ**をすることができます。困ったときは消費生活センターにご相談ください。



ご注意ください！

警察官、市役所職員、郵便局員、病院の職員、配達員などをかたる**不審な電話**が市内で相次いでいます。怪しいと思ったら、警察や消費生活センターにご相談ください。

オンライン

かしこい消費者講座の開催

消費者トラブル・SNSに関するトラブル・金融経済教育（資産形成）・終活・キャッシュレス決済について

定員：200人（先着）
配信期間：1月31日（日）まで
申込期限：1月16日（土）まで
問…栃木県生活文化スポーツ部
くらし安全安心課
☎028(623)2135

